

令和5年度地区別指導者研修会における情報交換
として頂いた意見等に対する回答集

意見等	回答
県老連組織に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> 県老連と市町村老連の役割の違いを明確に教えて欲しい。 	<p>両者の共通目標である会員の健康維持と地域貢献の推進を図るため、県老連は市町村老連活性化に寄与する全国及び県内の老人クラブ情報の収集発信とこれらに付随する事業展開を担い、市町村老連は市町村内単位老人クラブ活性化に向けた支援とそれに付随する事業展開を担っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 県老連の愛称が「飛水クラブぎふ」となった経緯を教えて欲しい。 	<p>令和2年度設置の『岐阜県老人クラブ活性化検討委員会』で定めた老人クラブ改革3本柱（県老連ホームページの改修、クラブ愛称の制定、組織活性化に向けた提言書の策定）の一環として実施したものです。</p> <p>‘老人クラブという名称は時代に合わない’という多くの会員の声に答えるべく、県下41市町村老連会長から愛称を募集し、その中から活性化検討委員会において選定し、理事会、評議員会での議決を経て、令和3年度から使用しています。</p> <p>なお、この愛称は、市町村老連において「飛水クラブ（市町村名）」として使用して頂いても結構です。</p> <p>ちなみにこの愛称は、岐阜の自然・地形を表す「飛山濃水」から採ったものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 県老連の顔が一般会員によく見えない、もっとPRすべき。 	<p>この主旨は、県老連は積極的に市町村老連に向向けということと解釈しました。一層の行動反映に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 県老連事務局の役割分担がわからない。 	<p>県老連からの全ての発出文書には、担当者名を記載しています。</p>
クラブ組織の維持活性化に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> 新規会員や役員の確保難の中、組織の維持活性化に向け他市町村の状況を踏まえ教示願う。 会員増強に向け革新的な取組事例を紹介されたい。 現社会に適した加入促進支援や組織運営に向けた指導を県老連に希望する。 役員人数は責任感と自覚を喚起するためにも最少人数とすべき。 県老連は各地区に出向きクラブの現状を把握するべき。 市町村老連から県老連に対し、意見交換会開催要請があったら受けて欲しい。 今の老人クラブ加入年齢は社会情勢に合致しておらず見直すべきではないか。 	<p>これらについては、令和3年4月発行「クラブ組織の維持・活性化に向けて」の提言書において、組織体制・会員確保・活動内容について事例を含めて改善を求めています。詳しくは提言書の4頁「Ⅱクラブ組織の在り方提言」並びに12頁「ウ加入対象年齢の見直し」を参照して下さい。</p> <p>また、全老連の令和元年7月発行「老人クラブがめざす友愛活動」及び令和4年3月発行「みんなで元気！コロナ禍の老人クラブ活動」も併せて参考にして下さい。</p> <p>なお、各発刊誌は、市町村老連事務局に提供すると同時に、県老連・全老連のホームページにも掲載しています。</p>

意見等	回答
事業等の見直しに関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> クラブ大会の持ち回り開催は、設営地区と近在地区の会員の参加に留まることから元に戻して欲しい。 	<p>岐阜市開催当時からご指摘のような会員参加状況であったことや、東濃や飛騨地区でも開催して欲しいといった声が以前からあったことを踏まえて、各地域の多くの会員の方が参加しやすいよう持ち回り開催にしたものでありご了承願います。また、近年は参加動員割当は行わず自然体での参加となっています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 会員減少による財源不足が危惧されることから、県・地区・市町村各々で実施の同様の事業について合理化や統廃合を進めるべき。 	<p>県老連主催の県域レベル事業はクラブ大会、市町村老連対抗軽スポ大会及び女性リーダー研修会、また、地区レベル事業は指導者研修会及び軽スポーツ大会です。当方では必要な事業と認識しておりましたが、見直すべき余地があるから発せられた意見と認識しております。それについて考えておられる内容をご意見としてお寄せ下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 研修会に参加しても説明や発表だけでは具体的な解決方法が得られず参加意義がない。 	<p>ご意見は、令和3・4年度地区別指導者研修会の組織活性化に向けた意見交換についてのものと理解しております。時間足らずで思い通りのものとならなかったこととお詫びします。</p> <p>県老連では令和3年より、市町村老連主催の意見交換会開催にあたり、参加要請があれば何うこととしておりますのでお声かけ下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献は老人クラブの使命であり、社会奉仕活動実施報告書は廃止した方が良い。 社会奉仕活動報告の提出期限を1月以降とされたい。 	<p>県老連にとって当該報告書は、皆様の活動内容を把握する唯一の手段となっております。今年度においては、ユニークな活動を把握できるよう調査内容を充実し基本的には実施活動にチェックをして頂く方式に改めましたので引き続き皆様のご協力をお願いします。</p> <p>なお、報告書の提出期限は集計作業の手間から11月中旬となっておりますが、これには予定分も含めて報告して頂くことにしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 県老連の高齢者向け講演は、フレイル予防・詐欺被害防止・免許証延納の話が多く、別の観点から興味を持てる内容をお願いしたい。 	<p>健康講演依頼に際しては、会員の立場に立って聞きたいと思われる内容を中心にした講演会となるよう、常に念頭において対処していきますのでご了承願います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 会員の高齢化を受け、県老連事業参加の際の車両借り上げ代に関し助成対象にして欲しい。 	<p>県老連の現財政状況を考えた時、新規事業創設には既存事業の廃止が必要不可欠な状況にあります。現在のところ、統廃合すべき既存事業はなくご要望にお応えすることは叶いません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 作品展に向けた作品搬入時期について、何かのついでの時に搬入できるように受付期間の柔軟な対応を希望する。 	<p>作品展の年間計画上、受付〆切期日は厳格に遵守して下さい。これ以外については、受付期間前の搬入は可とするなど、以前より柔軟に対応いたしますのでご相談下さい。</p>
表彰基準の見直しに関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> 県老連表彰基準（功績表彰）の緩和を検討されたい（会長歴6年、役員歴8年はいずれも長すぎないか）。 県老連表彰にあたり高価なものでなくて良いから記念品を付けて欲しい。 	<p>今年度未開催予定の県老連専門部会にて、委員の皆様にお諮りします。</p>

意見等	回答
県老連の周知方法の見直しに関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> • 会員の高齢化を受け、形式的な会議は文書などによる周知とすべき。 	<p>県老連主催会議は、年4回の正副会長会議、年3回の理事会・評議員会、年2回の専門部会、年1回の市町村老連事務担当者会議であり全て必要な会議と認識しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 県老連からの配付資料について、参考・役員徹底・全クラブ徹底に分類し所要部数を提供されたい。 	<p>今後のご意見を念頭に対処していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • メールを使った情報のやり取りについては、受信した旨の返信をお願いする。 	<p>送信時にメール機能にある‘配信確認（開封確認）’を利用して下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 県老連ホームページに市町村老連専用ページを設けて、通知・依頼・照会や各種様式を掲載して欲しい。 	<p>会員のみが閲覧できる専用サイトを設けて各種申請等の様式を掲載すべく、現在ホームページを改修中です。また、老人クラブ活動に有益な情報については、以前よりホームページにて発信していますので活用して下さい。</p>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> • コロナが5類となっても高齢者は重症化リスクが高く、事業参加にあたり二の足を踏む声が多い状況にあり他老連の対応が知りたい。 	<p>重症化リスクが高いことを理由に事業の中止を続けることは、フレイルリスクが上がることにつながります。このため、当面は感染予防を図りながら、自己責任の下、事業参加を希望する会員を対象にした事業展開を進めて頂いています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 活動の活性化を図るためにも、茶菓代や弁当代が補助金使用となるよう行政をお願いして欲しい。 	<p>水分摂取の必要性から、以前よりお茶代は補助対象として認められています。しかし、食事については、如何なる場合でも時が来たら必ず摂取するものであり、県民に対する説明責任の観点から、岐阜県では食事代に対する公費支出は認めていません。このため、弁当代については補助金対応を求めるのではなく会費や町内会助成金での対応をお願いします。</p>